

四日市市消防団規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月26日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第19号

四日市市消防団規則の一部を改正する規則

四日市市消防団規則（昭和41年四日市市規則第8号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前														
(組織) 第2条 (略) 2 消防団本部には、それぞれ次の部を置き、当該部には、それぞれ次の班を置く。 <table border="1"><thead><tr><th>部</th><th>班</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="2">警防部</td><td>大規模災害対応班</td></tr><tr><td>昼間災害対応班</td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr></tbody></table> 3 及び 4 (略)	部	班	警防部	大規模災害対応班	昼間災害対応班	(略)		(組織) 第2条 (略) 2 消防団本部には、それぞれ次の部を置き、当該部には、それぞれ次の班を置く。 <table border="1"><thead><tr><th>部</th><th>班</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="2">警防部</td><td>水防対応班</td></tr><tr><td>昼間災害対応班</td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr></tbody></table> 3 及び 4 (略)	部	班	警防部	水防対応班	昼間災害対応班	(略)	
部	班														
警防部	大規模災害対応班														
	昼間災害対応班														
(略)															
部	班														
警防部	水防対応班														
	昼間災害対応班														
(略)															

改正後	
別表第1 (第2条関係)	
(1) 四日市市消防本部 四日市市西新地14番4号	
名称	管轄区域
(略)	
同 楠分団	同 楠地区市民センターの所管区域

改正前
別表第1 (第2条関係)

(1) 四日市市消防本部 四日市市西新地14番4号

名称	管轄区域
(略)	
同 北楠分団	同 楠町北五味塚、吉崎、本郷、北一色、小倉
同 南楠分団	同 楠町南五味塚、南川

改正後

別表第2 (第4条関係)

区分 名称	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	その他の 団員	計
四日市市消防団員	(略)						87	102
(略)								
同 楠分団	(略)		1	1	2	4	14	22
計	(略)		25	25	51	101	413	(略)

改正前

別表第2 (第4条関係)

区分 名称	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	その他の 団員	計
四日市市消防団員	(略)						45	60
(略)								
同 北楠分団	(略)		1	1	4	7	24	37
同 南楠分団			1	1	3	5	17	27
計	(略)		26	26	56	109	398	(略)

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(消防本部消防救急課)